『自治体学』掲載論文審査要領

2012 年 1 月 8 日 研究支援部会決定 改訂: 2015 年 3 月 30 日 研究支援部会決定

『自治体学』掲載論文については、次のとおり審査するものとする。

- 1 「研究論文」と「研究ノート」のそれぞれについて、『自治体学』掲載論文投稿要領第 1条に基づいて審査するものとする。ただし、「研究論文」として提出された成果物に ついて、審査の結果、「研究ノート」として掲載することが妥当と認められたものにつ いては、執筆者の同意を得て、「研究ノート」として掲載するものとする(逆の場合も 同様とする)。
- 2 査読委員は、研究支援部会(以下「部会」という)において協議して、査読委員及び 学会員の中から論文ごとに適切な者を、2 名以上選定して依頼する。なお、査読に対す る謝金は支払わない。
- 3 査読委員の選定に当たっては、当該分野に通じている専門的観点、自治体学にふさわ しいかどうか総合的観点の両面から判断できるように担当者を選定する。ただし、応募 者と同一組織に属するなど特別な関係を有する者は避けるものとする。
- 4 査読委員は、定められた期日までに、事務局に査読の結果を報告する。この場合、査 読結果は、下表に定める判定とその理由を記載する。
- 5 部会は、上記の査読結果を基本として、下表の区分により掲載の可否及び修正依頼の内容を決定し、速やかに応募者に文書又はメールにて通知する。
- 6 上記の修正依頼に基づいて修正した後に再提出された論文については、再査読を要する場合は上記と同様に再査読を経て、それ以外の場合は部会の判断によって、掲載の可 否等を判断する。
- 7 「自治体学」各号への掲載数は、2~3 論文を目安とする。ただし、応募論文の多寡、 学会誌の内容等を考慮して、これを増減することができるものとする。
- 8 応募論文の担当査読委員の氏名は、公表しない。
- 9 以上のほか、審査に当たって必要な事項は、部会で協議して定める。

附則

この要領(改訂版)は、2015年4月から施行する。

表 査読の評価基準

評価区分	評価の基準
Α	自治体学会誌にふさわしい研究成果(研究ノートの場合は、今後の研究または
	実践の基礎となる成果)として、掲載可能なもの。
	※一部の変更が望ましいが、それを条件にする必要がない場合を含む。この場
	合、変更すべき箇所・内容を明記。
В	一部の変更を条件として掲載可能なもの(再査読不要)。
	※変更すべき箇所・内容を明記。
	※概ね1ヶ月程度(最終原稿入稿までの期間)で可能な程度の変更に限る。
	※研究論文として投稿された論文について研究ノートであれば掲載可能とする
	場合を含む(逆の場合も同様)。この場合、その旨を明記。
С	一部の変更及び再査読を条件として掲載可能なもの。
	※変更すべき箇所・内容を明記。
	※再査読を行う場合は、原則として同一の査読委員に査読を依頼する。
D	掲載困難なもの。
	※その理由を具体的に記載。
	※可能な範囲で、今後留意すべき内容やアドバイスを記載。

【参考】掲載論文の基準(『自治体学』掲載論文投稿要領第1条)

- :自治体学会の学会誌にふさわしい研究成果(研究ノートの場合は、今後の研究・実践の基礎となりうる成果)として、次の基準を満たすものを掲載する。
- (1) 自治体または地域社会が抱えるテーマ・課題を的確に捉えたものであること
- (2) 自治体または地域社会の現実に即して分析・検討し、かつ論理的に論じられていること
- (3) 自治体または地域社会に関する新たな理論または実践の展開に寄与するものであること
- (4) データ、事例、先行研究等を適切に引用・活用し、かつ学術論文としての形式を踏まえたものであること